

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団
文化・スポーツ事業助成要綱

平成 8 年 6 月 2 5 日 要綱第 2 号

改正 平成 1 4 年 9 月 1 3 日 要綱第 1 号

平成 1 6 年 3 月 2 9 日 要綱第 1 号

平成 2 3 年 3 月 2 8 日 要綱第 8 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日 要綱第 1 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、国立市の芸術、文化、スポーツの振興に寄与すると認められる団体等に対して、その事業に必要な費用の一部を助成し、市民の芸術、文化、スポーツ活動のより一層の振興を図ることを目的とする。

(助成の対象分野)

第 2 条 助成の対象となる分野は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 美術、音楽、舞踊、映画、演劇等
- (2) 伝統行事、伝統芸能
- (3) 文化遺産、文化財保護
- (4) 体育、スポーツ、レクリエーション
- (5) その他、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団（以下「本財団」という。）が必要と認める分野

(助成の要件)

第 3 条 この要綱による助成は、対象となる事業の目的が適切で、事業が広く市民に公開されるなど市民的意義が大きく、次の各号の要件を満たすものについて行う。

- (1) 日常の活動が国立市を拠点としていること
- (2) 構成員数が 5 人以上で、市内居住者（在勤者、在学者を含む）半数以上を構成員していること
- (3) 原則として、連盟や実行委員会等の組織が存在すること
- (4) 上記のほか、本財団の趣旨に合致し助成の必要が認められること

(助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする団体は、文化・スポーツ事業助成金申請書（様式第 1 号）に事業計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）を添付し、第 2 条の助成の対象分野を所管する芸術小ホール、郷土文化館、体育館を通し、本財団が定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の申請時期)

第 5 条 助成金の申請時期は、毎年 2 月、6 月、1 0 月とする。ただし、理事長が緊急と認めた場合はこの限りでない。

(助成の決定)

第 6 条 助成の決定は、理事長が理事及び評議員の中から委嘱する委員（以下「事業助成選考委員」という。）で構成する文化・スポーツ事業助成選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(助成金の額)

第 7 条 助成金の額は、申請書類の内容を審査し、当該団体の事業実施状況を勘案して、本財団予算の範囲内で委員会が決定する。

2 前項に定める助成金の額は、原則として助成対象事業費総額の2分の1を超えない額とする。

(助成金の使途)

第 8 条 助成金は、主として次に掲げる使途に充てるものとする。

- (1) 広報関係費
- (2) 会場費
- (3) 講師謝礼等
- (4) 成果発表、刊行物発行費等
- (5) その他委員会が特に認めるもの

(助成の決定通知)

第 9 条 理事長は、委員会の審査の結果について、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(助成金請求書の提出)

第 10 条 前条により助成金交付決定通知を受けた団体は、速やかに助成金請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付制限)

第 11 条 同一団体への助成は、同一年度1回限りとする。

(助成の取り消し等)

第 12 条 理事長は、助成金の交付決定を受けた団体が、次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成の要件を欠くに至ったとき
- (2) 実施された事業が申請内容と著しく異なるとき
- (3) 事業費が提出された予算書の額を著しく下回ったとき
- (4) 収支決算において、剰余金が生じたとき

(助成事業の表示)

第 13 条 助成を受けた団体等は、助成対象事業の実施に当たって、本財団の助成を受けていることを看板、ポスター、チラシ、プログラム等に表示するよう努めなければならない。

(実施結果の報告)

第 14 条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1ヵ月以内に、実施結果報告書（様式第6号）に収支決算書（様式第7号）及び事業実績を示す資料（刊行物、プログラム、チラシ等）を添えて理事長に提出しなければならない。

(委 任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から適用する。ただし、この改正前にした事業助成選考委員の報酬は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。